

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年12月16日 14時53分ごろ
発生場所	京都府京丹後市 <sup>きょうが</sup> 経ヶ岬北東方沖 経ヶ岬灯台から真方位053° 3.6海里付近 (概位 北緯35° 48.8′ 東経135° 17.0′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、被えい航中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年12月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m、水温 約15℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣り場を移動しようとした際、船外機が始動できなくなり、沿岸から離れるとともに風が強くなったので操縦者が118番通報を行った後、来援した救助船からのえい航索を本船中央部の両舷のオール用クラッチに通して固定し、両船の距離を約5mに保ち、操縦者が乗った状態でえい航が開始された。</p> <p>本船は、えい航が開始された直後、救助船が左に転舵したところ、右舷側のえい航索が緊張するとともに波を受けて右舷が持ち上がり、左舷側に転覆した。</p> <p>操縦者は、膨張式の救命胴衣を着用しており、落水後、救助船に助けられた。</p>
分析	本船は、波高約1mの状況下、救助船からとったえい航索で本船との距離を約5mとしてえい航が開始された際、救助船が左に転舵したことから、本船の右舷側えい航索が緊張するとともに、右舷方から波を受けて右舷が持ち上がり、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波高約1mの状況下、救助船からとったえい航索で本船との距離を約5mとしてえい航が開始された際、救助船が左に転舵したため、本船の右舷側えい航索が緊張するとともに、右舷方から波を受けて右舷が持ち上がり、左舷側に転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ミニボートをえい航する場合は、救助船との距離及びえい航索の取付け位置等を十分に考慮し、ミニボートに過度なえい航索の緊張及び波の影響を与えないように慎重に航行すること。</li></ul> |
|--|---|